

播磨町都市計画マスタープラン (立地適正化計画)を改訂しました

問 都市計画課 計画調整係 ☎079-435-2366

都市計画マスタープランは、町の都市計画に関する基本的な方針を定め、今後の町の発展に向けた重要な指針です。

現在の播磨町都市計画マスタープランは、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画ですが、策定から4年が経過する中で、まちづくりの進捗等に基づく中間見直しを行うとともに、「立地適正化計画」を含めた計画として、令和8年4月1日に公表しました。

住民の皆さんが安心して快適な暮らしを維持できるよう、コンパクトな町域を最大限活かし、都市づくり目標の実現に向けて、長期的な視点で引き続き取り組んでいきます。



都市づくりの目標

未来につながる持続可能なまちづくり
みんなでめざす 住みよい はりま

将来を見据えて、
今回の計画で大切にしたい3つの視点

- ① あらゆる世代が町内に住み続けられる
良好な住環境の維持・充実
- ② まちの活力や利便性の向上
- ③ 都市機能の維持・効果的な立地の誘導

これから予想される課題
に対して、立地適正化計画
の観点からきちんと
アプローチしていくで！



計画を簡単にまとめた
ダイジェスト版もあるよ！
ホームページでも
情報発信中！



町ホームページ
都市計画マスタープラン

都市計画 マスタープランとは

町がこれからどのようにまちづくりを進めていくのか、その基本的な考え方や方向性を示す計画です。土地の使い方や、施設の配置、道路などの整備についての考え方をまとめています。

立地適正化計画とは

人口減少や高齢化社会に対応しながら、住まいや生活に必要な施設をできるだけ集約し、公共交通や防災とも連携した、持続可能なまちの形を目指すための計画です。

子どもの権利に関する条例

令和8年4月1日施行

『播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例』

ができました

問 こども課 ☎079-435-2362

すべての子どもは生まれながらにして自由です。

どんな差別も受けることなく、一人の人として尊重され、人間らしく生きる権利をもっています。

私たち大人は、子どもの権利を大切に守る必要があります。

でも、気づかない間に子どもの権利を損なっていないでしょうか？

子どもの権利



子どもの権利を守るために、 私たち大人はどうすればいいのでしょうか？

- 安心して生きる権利を守るために
 - ・愛情と理解をもって子どもを育てる
 - ・子どもの体や心を傷つけない
- 自分らしく育つ権利を守るために
 - ・子どもにほかの人と違うところがあっても、それが「その人らしさ」であることを認めて、尊重する
 - ・子どもが学び、遊び、休むことを邪魔しない
- 自分が守られる権利を守るために
 - ・子どもだからという理由で正しくない扱いをしない
 - ・子どもに関する情報を勝手に収集したり使ったりしない
- 意見を表し、参加する権利を守るために
 - ・子どもの気持ちや意見を大切にする
 - ・社会のしくみやルールを決める場に子どもが参加できるようにし、子どもが意見を表す機会を大切にする

播磨町の子どもの権利を守る取り組み

播磨町は以下の取り組みを通して子どもの権利を守ります。

- 子どもの意見を施策に取り入れるための「小学生議会」「中学生議会」「こども会議」を実施します
- 子どもの権利を守るための学習の機会を子ども大人それぞれに実施します
- 子どもが自分の権利が守られていないと感じた時の相談先（こども権利擁護委員会）を開設します

こどもの権利相談員 子どもの悩みごと相談	☎079-430-6600
播磨町こども家庭センター（こども課内） 家族との関係や家庭の問題などの相談	☎079-435-2362
播磨町こども支援センター（地域学校教育課内） 不登校、発達に関する特性、問題行動等の相談	☎079-435-0545

こども会議

『播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例』の前文は、こんな文章ではじまっています。

「私たちは、日々の生活の中で、もっと自分の意見を聴いてほしい、もっと受け止めてほしい、もっと認めてほしいと感じています。また、もっと自由に、もっと学びたい、もっと自分らしくいたいと感じたりしています。」

約1300文字で綴られた前文は、令和7年の7月から令和8年2月までに7回開催した「こども会議」の中でこども会議委員が学習し、話し合いを繰り返して作成した文章です。ぜひホームページでご覧ください。



全文のパンフレットはこちら

令和8年度こども会議委員の募集はp14をごらんください。